

平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況について

平成28年5月25日
公正取引委員会

第1 審査事件に対する公正取引委員会の方針

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整，中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売など，社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

平成27年4月に施行された独占禁止法改正法により，審判制度が廃止され，また，意見聴取手続の制度が導入されたところ，平成27年度においては，同改正法の規定に基づき7件について意見聴取手続を行った。また，独占禁止法審査手続については，その適正性をより一層確保することを求められており，その観点から「独占禁止法審査手続に関する指針」を策定し，職員に周知徹底するとともにその内容を広く一般に共有することとした。

さらに，電子データが事件審査において重要な位置を占めるようになったことを踏まえ，平成27年度には膨大な電子データを迅速に処理できる電子証拠統合管理システムを構築したところであり，これらを活用して電子証拠の解析等に役立てている。

平成27年度における独占禁止法違反事件の処理状況は，次の第2以下のとおりである。

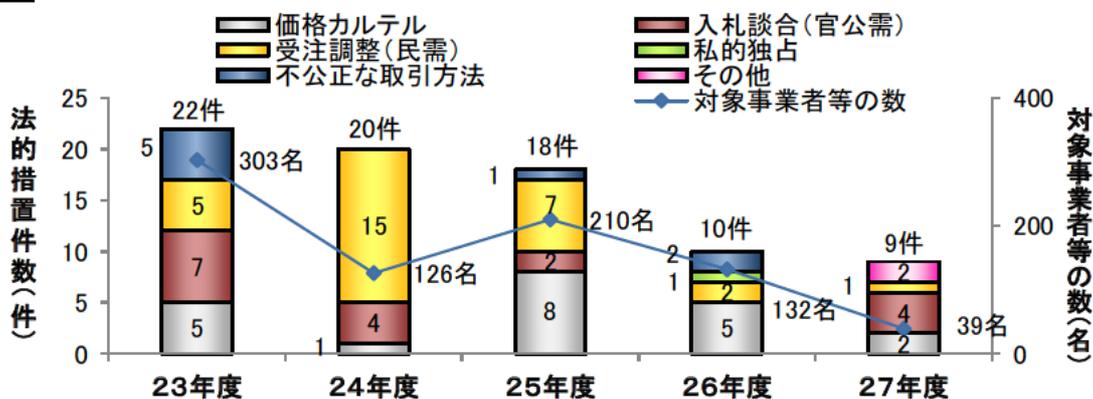
第2 審査事件の概況

1 法的措置等の状況

平成27年度においては，独占禁止法違反行為について，延べ39名の事業者等に対して，9件の法的措置（注1）を採った。法的措置9件の内訳は，価格カルテル2件，入札談合（官公需）4件，受注調整（民需）1件，事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限2件となっている。当該9件の市場規模は，年間約1100億円超である。

（注1） 法的措置とは排除措置命令及び課徴金納付命令であり，1つの事件について，排除措置命令と課徴金納付命令がともに行われている場合には，法的措置件数を1件としている。

図1 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



第1から第4までに関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局審査局管理企画課
電話 03-3581-3381 (直通)
第5及び第6に関する問い合わせ 公正取引委員会事務総局官房総務課審決訟務室
電話 03-3581-5478 (直通)
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

また、法的措置を採るに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いのある行為が認められたときには、関係事業者等に対し、事前説明を行った上で警告・公表を行い、必要に応じ是正措置を採るよう指導しているところであり、平成27年度においては、6件の警告・公表を行った。

2 課徴金納付命令等の状況

平成27年度においては、延べ31名の事業者に対して、総額85億1076万円の課徴金納付命令を行った。一事業者当たりの課徴金額は2億7454万円（注2）であった。

（注2） 一事業者当たりの課徴金額については、1万円未満切捨て。

図2 課徴金額等の推移

（注）課徴金額については、千万円未満切捨て。

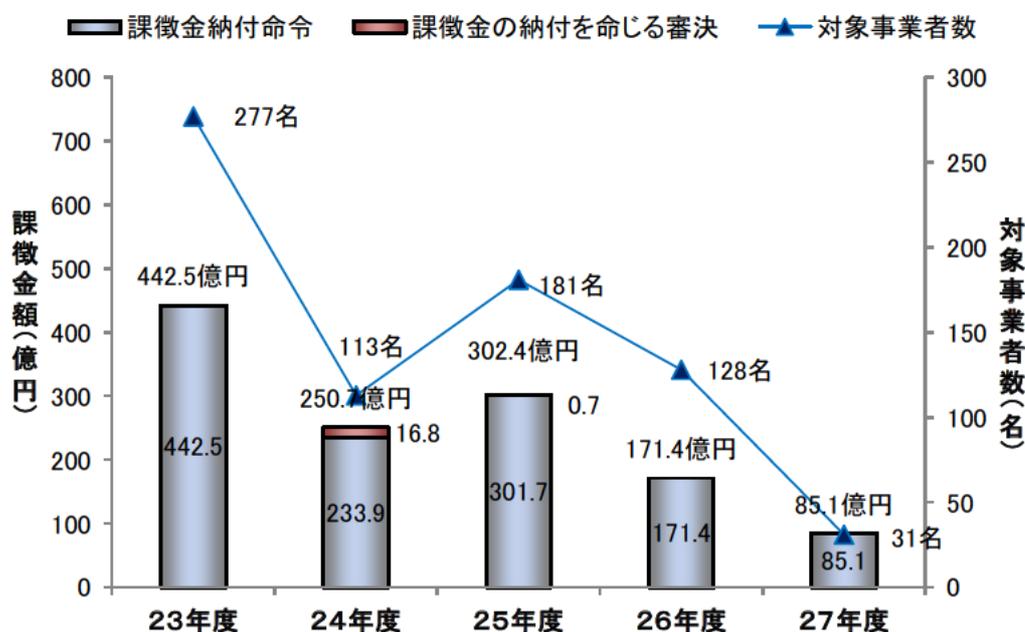
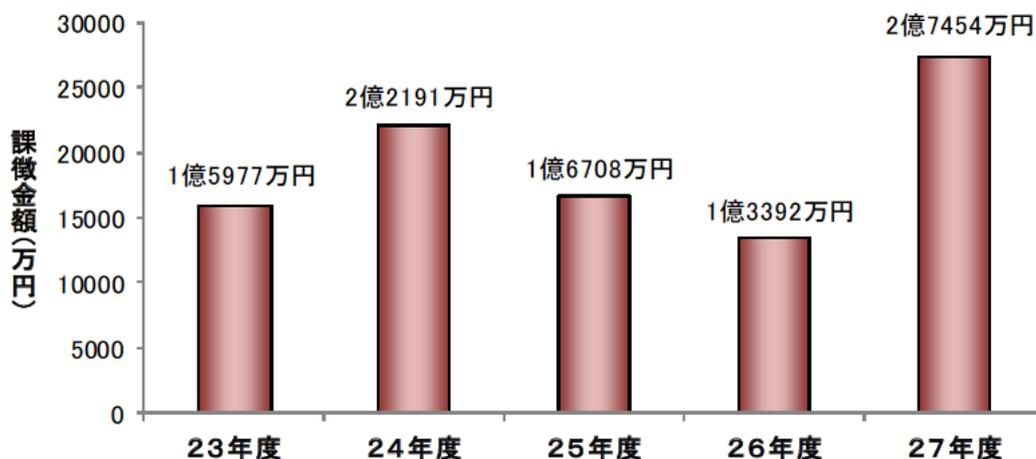


図3 一事業者当たりの課徴金額の推移

（注）課徴金額については、1万円未満切捨て。



価格カルテル・入札談合等の不当な取引制限に対する課徴金算定率については、違反を繰り返した事業者又は違反行為において主導的な役割を果たした事業者に対する算定率の5割の割増し及び早期に違反行為をやめた事業者に対する算定率の2割の軽減が適用されることとなっている（注3）。

平成27年度においては、主導的な役割を果たした事業者に対する割増算定率が2件（注4）における延べ4名に対して、また、早期に違反行為をやめた事業者に対する軽減算定率が3件における延べ11名に対して、それぞれ適用された。

- （注3）① 調査開始日から遡り、10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合、又は違反行為において主導的な役割を果たした場合、5割加算した率を適用（例えば、製造業（中小事業者以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ15パーセントに、また、両方の場合を満たすときは20パーセントに、それぞれ割増しされる。）。
- ② 違反行為の期間が2年未満で、調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合、2割軽減した率を適用（例えば、製造業（中小事業者以外）にあつては、課徴金算定率が10パーセントであるところ、8パーセントに軽減される。）。

（注4） 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件及び東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者による入札談合事件において適用。

3 刑事告発の状況

公正取引委員会は、平成2年6月に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」（注5）を公表し、価格カルテル・入札談合その他の違反行為であつて、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案や違反行為を繰り返す等の公正取引委員会の行政処分では独占禁止法の目的が達成できないと考えられる事案について、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。

平成27年度においては、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について、平成28年2月29日、入札参加業者10社及び当該10社の当該道路工事の請負等の業務に従事していた者11名を、検事総長に告発した。当該事件は、①上場企業を含む全国的に事業活動を行っている事業者により行われたものであり、②国費がその財源の大部分を占める舗装災害復旧工事に係るものであつて、納税者に損失を与えるものであり、③受注調整の対象とされた工事の落札価格の合計が税込み約177億円と巨額にのぼり、④被告発会社は過去にも公正取引委員会の行政処分を受けているものであつた。

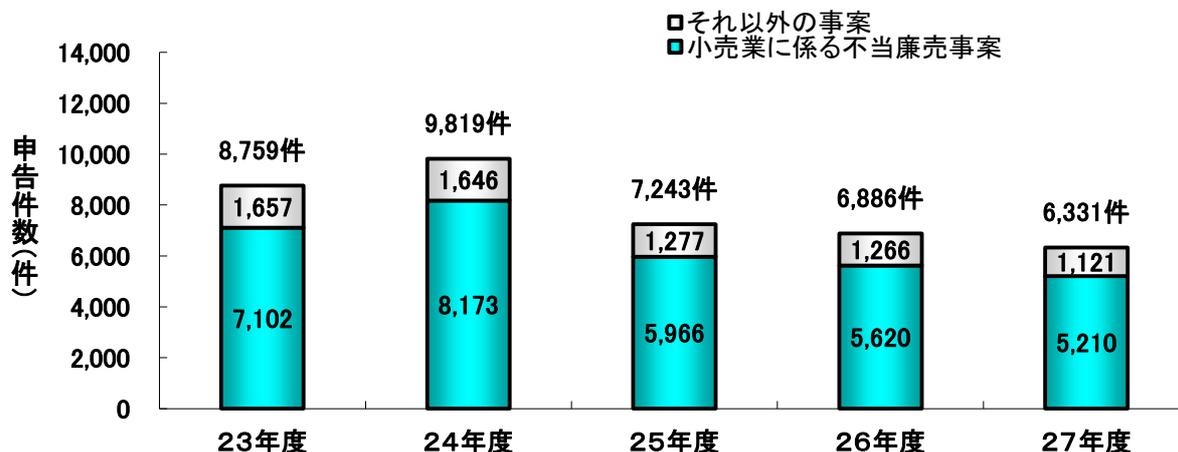
（注5） 同方針（平成17年及び平成21年に一部改定）については、以下のリンク先を参照。
http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.files/kokuhatsuhoushin.pdf

4 申告の状況

平成27年度において、独占禁止法の規定に違反すると考えられる事実について公正取引委員会に寄せられた報告（申告）の件数は、6,331件であった。

申告が書面で具体的な事実を摘示して行われるなど一定の要件を満たした場合には、申告者に対して措置結果等を通知することとされているところ、平成27年度においては、5,826件の通知を行った。

図4 申告件数の推移



5 課徴金減免制度

課徴金減免制度に基づき、事業者により自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、平成27年度において、102件であった（平成18年1月の制度導入時から平成27年度末までの累計は938件）。

また、平成27年度においては、価格カルテル・入札談合・受注調整事件7件における延べ19名の課徴金減免制度の適用事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、減免の状況等を公表した（注6）。

（注6） 公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際に、公正取引委員会のウェブサイト上に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。
ウェブサイト <http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>

表1 課徴金減免申請件数の推移

年度	21	22	23	24	25	26	27	累計 (注8)
	(注7)							
申請 件数	85	131	143	102	50	61	102	938

（注7） 平成21年独占禁止法改正法（平成21年法律第51号）により、平成22年1月1日から課徴金減免制度が拡充されている（①減免申請者数の拡大：調査開始前と開始後で併せて5社まで（ただし、調査開始後は最大3社まで）に拡大する。②共同申請：同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める。）。

（注8） 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成28年3月末までの件数の累計。

表2 課徴金減免制度の適用状況

(単位：件、名)

年度	21	22	23	24	25	26	27	累計 (注9)
課徴金減免制度の適用 が公表された法的措置 件数	21	7	9	19	12	4	7	109
課徴金減免制度の適用 が公表された事業者数	50	10	27	41	33	10	19	264

(注9) 課徴金減免制度が導入された平成18年1月4日から平成28年3月末までの件数の累計。

第3 行為類型別の事件概要

1 価格カルテル・入札談合・受注調整事件

(1) 価格カルテル事件

平成27年度においては、アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの製造販売業者らによる価格カルテル事件について、2件の法的措置を採った。

アルミ電解コンデンサ及びタンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。
(平成28年3月29日 排除措置命令(2件)及び課徴金納付命令)
(課徴金総額: 66億9796万円)

(2) 入札談合事件

平成27年度においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らによる入札談合事件、並びに東北地区、新潟地区及び北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者による入札談合事件について4件の法的措置を採ったほか、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札談合事件について刑事告発を行った。

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成27年10月9日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額: 10億3499万円)

東北地区、新潟地区及び北陸地区における特定ポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。
(平成28年2月5日 排除措置命令(3件)及び課徴金納付命令)
(課徴金総額: 1億630万円)

東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成28年2月29日 刑事告発)

(3) 受注調整事件

平成27年度においては、農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設工事等の施工業者による受注調整事件について、1件の法的措置を採った。

農協等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設工事等について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。
(平成28年2月10日 排除措置命令及び課徴金納付命令)
(課徴金総額: 6億7151万円)

2 中小事業者等に不当に不利益をもたらす不公正な取引方法

(1) 優越的地位の濫用

優越的地位の濫用行為に係る調査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、調査を行っているところ、平成27年度においては、51件の注意を行った（別添参照）。

(2) 不当廉売

平成27年度においては、レギュラーガソリンの不当廉売事件について、2件の警告を行った。

このほか、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業に係る不当廉売の申告に対し迅速処理（注10）を行い、不当廉売につながるおそれがあるとして841件の注意を行った（表3）。

（注10） 原則として、申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

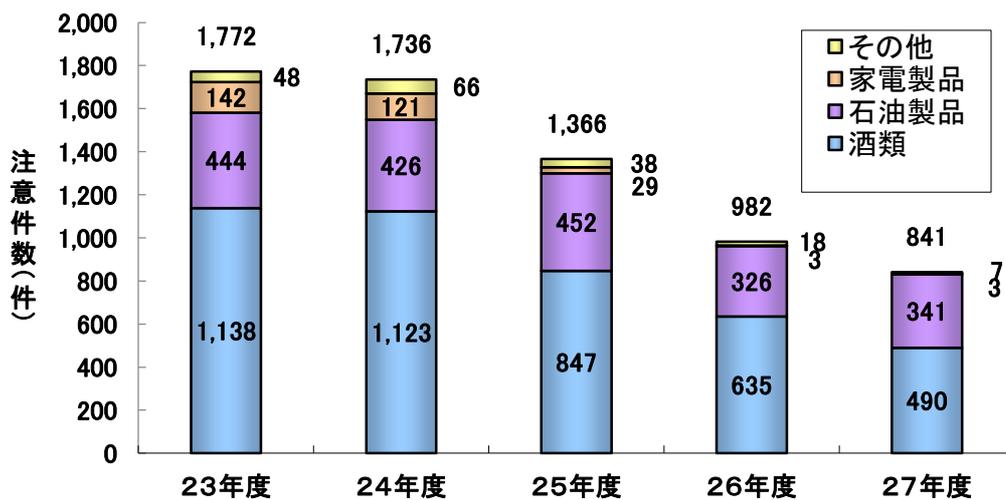
愛知県常滑市において給油所を運営する石油製品小売業者2社が、レギュラーガソリンについて、不当廉売を行っていた疑い。
（平成27年12月24日 警告（2件））

表3 平成27年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
注意件数	490	341	3	7	841

図5 不当廉売事案の注意件数の推移



3 事業者団体による事件

平成27年度においては、水先人会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件について、2件の法的措置を採った。

また、私立小学校連合会4団体による一定の取引分野における競争の実質的制限事件について、4件の警告を行った。

東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先会は、それぞれ、各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、各会員に代わって水先の利用者から収受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。

(平成27年4月15日 排除措置命令(2件))

西日本私立小学校連合会、京都私立小学校連合会、大阪府私立小学校連合会及び兵庫県私立小学校連合会が、それぞれ、加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、京都府及びその近隣府県、京都府、大阪府又は兵庫県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、各地域における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。

(平成27年6月30日 警告(4件))

4 事業者団体等への要請

○ 日本水先人会連合会及び国土交通省に対する要請(平成27年4月15日)

東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先会による構成事業者の機能又は活動の不当な制限事件において、日本水先人会連合会が、水先の引受けに関する事務要領の雛形に水先の利用者からの指名の制限につながる受付条件を規定し、水先会に示した行為は、東京湾水先区水先人会及び伊勢三河湾水先区水先会の違反行為の一部の行為を誘発したものと認められることから、同連合会に対し、雛形を見直すとともに、今後、水先会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先会に対する指導方要請した。

さらに、全国の水先会を所管する国土交通省に対し、今後、水先会が違反行為と同様の行為を行うことのないように、全国の水先会を指導するよう要請を行った。

第4 独占禁止法違反に係る行政処分に対する取消訴訟

平成27年度に当委員会が行った独占禁止法違反に係る法的措置について、同年度中に取消訴訟が提起されたものはなかった。

なお、同年度中に当該取消訴訟の出訴期間が徒過した事件はなかった。

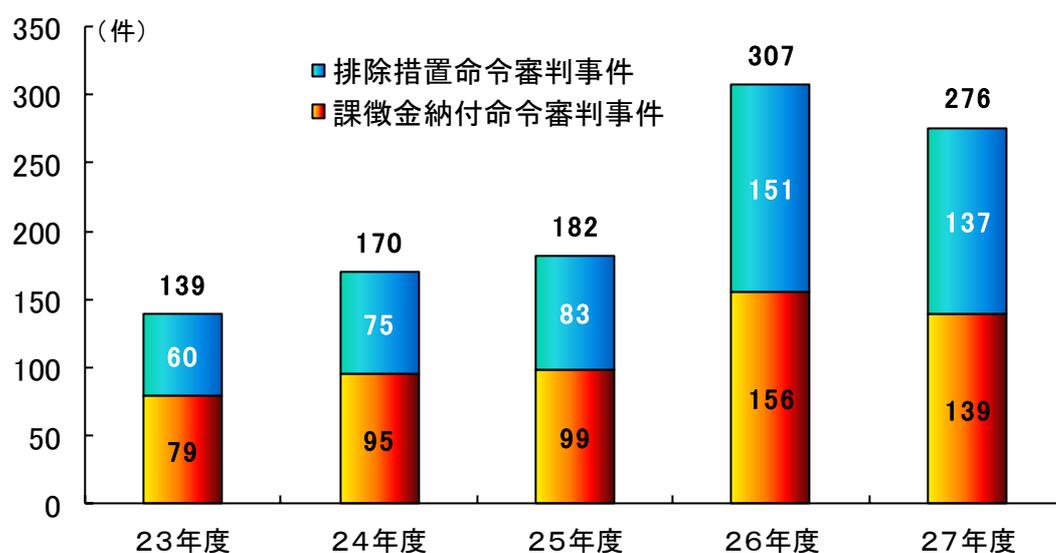
第5 審判及び審決等の概要

平成27年度中に係属していた審判事件数（注11）は276件（うち139件は課徴金納付命令に係るもの）である。平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行い、16件の審決を行った。内訳は、排除措置命令に係る審判請求棄却審決4件、排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決2件、排除措置命令の一部を取り消す審決1件、課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決7件及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決2件である。

この結果、平成28年3月末時点では260件の審判事件が係属中である。

（注11） 審判事件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

図6 審判係属事件数の推移



1 排除措置命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成27年度においては、次の合計4件の排除措置命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ VVFケーブルの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ 塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの2件

(2) 排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決

平成27年度においては、次の2件の排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決を行った。

- ・ テレビ用ブラウン管の製造販売業者らによる価格カルテル事件に係るもの2件

(3) 排除措置命令の一部を取り消す審決

平成27年度においては、次の1件の排除措置命令の一部を取り消す審決を行った。

- ・ 子供・ベビー用品の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件

2 課徴金納付命令に係る審決

(1) 審判請求棄却審決

平成27年度においては、次の合計7件の課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決を行った。

- ・ VVFケーブルの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ テレビ用ブラウン管の製造販売業者らによる価格カルテル事件に係るもの4件
- ・ エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件
- ・ 塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件〔積水化学工業株式会社〕

(2) 課徴金納付命令の一部を取り消す審決

平成27年度においては、次の合計2件の課徴金納付命令の一部を取り消す審決を行った。

- ・ 子供・ベビー用品の小売業者による優越的地位の濫用事件に係るもの1件
- ・ 塩化ビニル管及び同継手の製造販売業者による価格カルテル事件に係るもの1件〔三菱樹脂株式会社〕

第6 審決取消請求訴訟

平成27年度当初において係属中の審決取消請求訴訟の件数（注12）は7件であったが、平成27年度中に新たに5件の審決取消請求訴訟が提起されたため、平成27年度に係属した審決取消請求訴訟は12件となった（別表第10表参照）。

平成27年度においては、これらのうち、東京高等裁判所において、原告の請求を棄却する判決がなされたものが2件（うち1件は上訴期間の経過をもって確定、1件は原告が上訴）あった。また、最高裁判所において、原告からの上訴（上告又は上告受理申立て）に対する終局決定（上告棄却又は上告不受理決定）がなされたものが4件、原告の請求を認容する東京高等裁判所の判決に対し公正取引委員会が行った上告受理申立てに対する上告受理決定及び上告棄却判決がなされたものが1件あった。

この結果、平成28年3月末時点では6件の審決取消請求訴訟が係属中である。

（注12） 審決取消請求訴訟の件数は、訴訟ごとに裁判所において付される事件番号の数である。

別 表

第1表 最近の審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）

（単位：件又は円）

年 度		2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	
審査 件 数	前年度からの繰越し	2 3	9	1 3	1 0	1 1	
	年度内新規着手	1 5 7	2 6 6	1 3 7	1 1 8	1 2 7	
	合 計	1 8 0	2 7 5	1 5 0	1 2 8	1 3 8	
処 理 件 数	法的 措置	排除措置命令 対象事業者等数	2 2	2 0	1 8	1 0	9
			3 0 3	1 2 6	2 1 0	1 3 2	3 9
	その他	警 告	2	6	1	1	6
		注 意	1 3 8	2 0 8	1 1 4	1 0 2	1 0 6
		打切り	9	2 8	7	4	2
小 計		1 4 9	2 4 2	1 2 2	1 0 7	1 1 4	
合 計		1 7 1	2 6 2	1 4 0	1 1 7	1 2 3	
次年度への繰越し		9	1 3	1 0	1 1	1 5	
課 徴 金 納 付 命 令 等 (注)	納付 命令	対象事業者数	2 7 7	1 0 8	1 7 6	1 2 8	3 1
	審 決	対象事業者数	0	5	5	0	0
合 計	対象事業者数	2 7 7	1 1 3	1 8 1	1 2 8	3 1	
	課徴金額 (うち平成17年改正前の独 占禁止法に基づく課徴金の 納付を命ずる審決に係る課 徴金額を除いた額)	442億5784万 (442億5784万)	250億7644万 (233億9095万)	302億4283万 (301億7410万)	171億4303万 (171億4303万)	85億1076万 (85億1076万)	
告 発 件 数		0	1	1	0	1	

(注) 課徴金納付命令及び課徴金の納付を命ずる審決を示す。

第2表 平成27年度審査事件（行為類型別）一覧表（不当廉売事案で迅速処理したものを除く。）
 （単位：件）

内容		法的措置	警告	注意	打切り	合計
私 的 独 占		0	0	0	0	0
カ ル テ ル	価格カルテル（注1）	2	0	5	0	7
	入札談合（官公需）	4	0	0	0	4
	受注調整（民需）	1	0	0	0	1
	その他のカルテル（注2）	0	4	4	0	8
	小 計	7	4	9	0	20
不 公 正 な 取 引 方 法	再販売価格の拘束	0	0	17	1	18
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	11	0	11
	取引妨害	0	0	1	0	1
	優越的地位の濫用	0	0	51	0	51
	不当廉売	0	2	4	1	7
	共同の取引拒絶	0	0	0	0	0
	その他	0	0	2	0	2
	小 計	0	2	86	2	90
そ の 他（注3）		2	0	11	0	13
合 計		9	6	106	2	123

（注1） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

また、複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他のカルテル」とは数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

（注3） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第3表 排除措置命令の法的措置（行為類型別）の推移

（単位：件）

内容		年度					合計
		23	24	25	26	27	
私 的 独 占		0	0	0	1	0	1
カルテル	価格カルテル	5	1	8	5	2	21
	入札談合（官公需）	7	4	2	0	4	17
	受注調整（民需）	5	15	7	2	1	30
	小 計	17	20	17	7	7	68
不正な取引方法	再販売価格の拘束	1	0	0	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引	0	0	0	0	0	0
	取引妨害	1	0	0	1	0	2
	優越的地位の濫用	3	0	1	1	0	5
	小 計	5	0	1	2	0	8
その他（注2）		0	0	0	0	2	2
合 計		22	20	18	10	9	79

（注1） 複数の行為類型に係る事件は主たる行為に即して分類している。

（注2） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能又は活動の不当な制限等である。

第4表 平成27年度排除措置命令一覧

一連 番号	事件 番号	件名	内容	違反法条	措置年月日
1	27 (措) 6	東京湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、各会員に代わって水先の利用者から收受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。	8条4号	27.4.15
2	27 (措) 7	伊勢三河湾水先区水先人会に対する件	各会員が自らの判断により水先の利用者と契約して水先を引き受けることを制限し、各会員に代わって水先の利用者から收受した水先料をプールし、頭割りを基本とする計算方法により各会員に配分することにより、構成事業者の機能又は活動を不当に制限している。	8条4号	27.4.15
3	27 (措) 8	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件	北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。	3条後段	27.10.9
4	28 (措) 1	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	東北地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	28.2.5
5	28 (措) 2	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	新潟地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	28.2.5
6	28 (措) 3	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件	北陸地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。	3条後段	28.2.5
7	28 (措) 4	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件	穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	3条後段	28.2.10
8	28 (措) 5	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	28.3.29

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	違反法条	措置年月日
9	28 (措) 6	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。	3条後段	28.3.29

第5表 平成27年度刑事告発一覧

一連 番号	件 名	内 容	関係法条	告発年月日
1	株式会社NIPPPOほか20名(10社, 個人11名)	10社等は, 平成23年7月以降に, 東日本高速道路株式会社東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について, 受注予定者を決定すること及び当該受注予定者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 上記工事についてそれぞれ受注予定者を決定するなどし, もって, 10社等が共同して, 上記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法3条後段, 89条1項1号, 95条1項1号 刑法第60条	28.2.29

第6表 平成27年度警告事件の概要

一連 番号	件名	内容	関係法条	警告年月日
1	西日本私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、京都府及びその近隣府県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27.6.30
2	京都私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、京都府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、京都府における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27.6.30
3	大阪府私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、大阪府の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、大阪府における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27.6.30
4	兵庫県私立小学校連合会に対する件	加盟校間における児童の転出入を制限し、また、小学校の新設を予定していた学校法人に対し、当該小学校の転入学試験の実施に際して、兵庫県の私立小学校からの児童の転入を受け入れないことを要望し、兵庫県における私立小学校が提供する教育サービスの取引分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号	27.6.30
5	バロン・パーク株式会社に対する件	愛知県常滑市に所在する給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	19条(2条9項3号)	27.12.24
6	コストコホールセールジャパン株式会社に対する件	愛知県常滑市に所在する給油所において、平成27年11月18日から同月27日までの10日間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。	19条(2条9項3号)	27.12.24

第7表 平成27年度課徴金納付命令一覧

一連 番号	件名	内容	対象事 業者数	課徴金額 (円)	命令日
1	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線消融雪設備工事の入札参加業者らに対する件 平成27年(納)第16号～第22号	北陸新幹線消融雪設備工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように合意していた。(平成27年(措)第8号)	7	10億3499万	27.10.9
2	東北地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件 平成28年(納)第1号～第5号	東北地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(平成28年(措)第1号)	5	7570万	28.2.5
3	新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件 平成28年(納)第6号～第9号	新潟地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(平成28年(措)第2号)	4	1479万	28.2.5
4	北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する件 平成28年(納)第10号～第12号	北陸地区におけるポリ塩化アルミニウムについて、供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるようにしていた。(平成28年(措)第3号)	3	1581万	28.2.5
5	農業協同組合等が北海道の区域において発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等の製造請負工事等の施工業者に対する件 平成28年(納)第13号～第18号	穀物の乾燥・調製・貯蔵施設等工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。(平成28年(措)第4号)	6	6億7151万	28.2.10
6	アルミ電解コンデンサの製造販売業者らに対する件 平成28年(納)第19号～第21号	アルミ電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(平成28年(措)第5号)	3	58億6521万	28.3.29
7	タンタル電解コンデンサの製造販売業者らに対する件 平成28年(納)第22号～第24号	タンタル電解コンデンサの販売価格を引き上げる旨を合意していた。(平成28年(措)第6号)	3	8億3275万	28.3.29
合計			31	85億1076万	

第8表 最近の審判事件数等推移

(単位：件)

年 度		23 (注1)	24	25 (注2)	26 (注3)	27	
審判 事件 数	前年度からの繰越件数	54	123	157	165	275	
	審判手続開始件数	85	47	25	142	1 (注4)	
	うち排除措置命令審判事件	40	22	12	72	1	
	うち課徴金納付命令審判事件	45	25	13	70	0	
年度内審判係属事件数		139	170	182	307	276	
審決 件数	平成17年 改正前の独 占禁止法に よるもの	課徴金の納付を命ずる審決等	0	5	7	0	0
	平成17年 改正後の独 占禁止法に よるもの	排除措置命令に係る審判請求 棄却審決等	4	4	3	15	7
		課徴金納付命令に係る審判請 求棄却審決等	8	4	5	18	9
	合 計		12	13	15	33	16
次年度への繰越し		123	157	165	275	260	

(注1) 平成23年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る本案審判事件(独占禁止法違反行為の排除措置に係る審判事件)について2件の審判手続打切決定があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了したため係属事件数が1件減少した(これにより、平成17年改正前の独占禁止法に基づく本案審判事件は全て終了した。)。また、同年度中に3件の審判請求取下げがあった。このため、平成23年度における次年度への繰越件数は、123件となる。

(注2) 平成25年度において、岩手県発注の建築一式工事の入札談合に係る課徴金審判事件について7件の審決があり、同事件の全ての被審人に対する審判手続が終了した(これにより、平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金審判事件は全て終了した。)。また、同年度中に2件の審判請求取下げがあった。このため、平成25年度における次年度への繰越件数は、165件となる。

(注3) 平成26年における審決のうち1件は、当委員会がエア・ウォーター(株)に対して行った課徴金納付命令について、同社から審判請求がなされ、当委員会がこれを棄却する審決を平成25年11月21日付けで行ったところ、東京高等裁判所において当該審決を取り消す判決がなされたことを受け、改めて、当該課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行ったものであるため、審判事件数には算入していない。

(注4) 平成27年度においては、審判手続を開始した事件はなく、1件の審判再開を行った(一般社団法人日本音楽著作権協会に対する件)。

第9表 平成27年度審決一覧

一連 番号	事件 番号	件名	事件の内容	関係法条等	審決年月日
1 ・ 2	23 (判) 84, 86	富士電線工業株式会社に対する件	VVFケーブルに関する価格カルテルの事案において、関連会社である富士電線販賣株式会社を通じ販売業者に販売していた被審人を違反行為の主体と認め、同社を通じて販売したVVFケーブルを課徴金の対象として認めた(課徴金額 16億1718万円)。	旧法66条2項(3条後段, 7条の2)	27.5.22 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
3 ～ 6 *	22 (判) 2～5	MT映像ディスプレイ株式会社ほか3名に対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた(課徴金額 17億9724万円〔課徴金納付命令の対象である3名の合計額〕)。	旧法66条3項(3条後段), 66条4項, 66条2項(7条の2〔3条後段〕)	27.5.22 (排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決, 課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
7 *	22 (判) 6	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドに対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	旧法66条3項(3条後段), 66条4項	27.5.22 (排除措置命令を取り消し、違反行為があった旨等を明らかにする審決)
8 *	22 (判) 7	サムスン・エスディーアイ(マレーシア)・ビーイーアーエルエイチエーディーに対する件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた(課徴金額 13億7362万円)。	旧法66条2項(7条の2〔3条後段〕)	27.5.22 (課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
9 ・ 10	24 (判) 6・7	日本トイザラス株式会社に対する件	子供・ベビー用品全般を取り扱う小売業者による優越的地位の濫用事件について、納入業者に対し自己の取引上の地位が優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、納入業者から受領した商品を返品し、また、取引の対価の額を減額していたことについて、一部の返品及び減額について優越的地位の濫用行為であるとは認められないことから、排除措置命令の一部及び課徴金納付命令の一部を取り消した(課徴金額 3億6908万円→2億2218万円)。	旧法66条2項(19条〔2条9項5号〕, 20条の6), 66条3項(19条〔2条9項5号〕, 20条の6)	27.6.4 (排除措置命令の一部及び課徴金納付命令の一部を取り消す審決)
11 ・ 12 *	23 (判) 79・80	日本エア・リキード株式会社に対する件	被審人が、他の事業者と共同して、エアセパレートガスの販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により販売したエアセパレートガスの売上高について、製造業に対する課徴金算定率(10パーセント)を適用することが相当であるとした(課徴金額 48億2216万円)。	旧法66条2項(3条後段, 7条の2)	27.9.30 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

一連 番号	事件 番号	件 名	事件の内容	関係法条等	審決年月日
13 ～ 16 *	21 (判) 6～9	積水化学工業株式会社 及び三菱樹脂株式会社 に対する件	〔被審人積水化学工業株式会社〕 被審人らが、他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた（課徴金額 79 億 6532 万円）。	旧法 66 条 2 項, 3 項 (3 条後段, 7 条 の 2)	28. 2. 24 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
			〔被審人三菱樹脂株式会社〕 被審人らが、他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、一部の商品については、違反行為の対象商品の範ちゅうに属さないことから課徴金算定の基礎とならないため、課徴金納付命令の一部を取り消した（課徴金額 37 億 2137 万円→37 億 1041 万円）。		28. 2. 24 (排除措置命令に係る審判請求を棄却し、課徴金納付命令の一部を取り消す審決)

(注 1) 「一連番号」欄に「*」を付したものは、被審人の全部又は一部から審決取消請求訴訟が提起されたものである（平成 27 年度に係属していた審決取消請求訴訟の経過については第 10 表参照）。

(注 2) 平成 25 年改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」という。

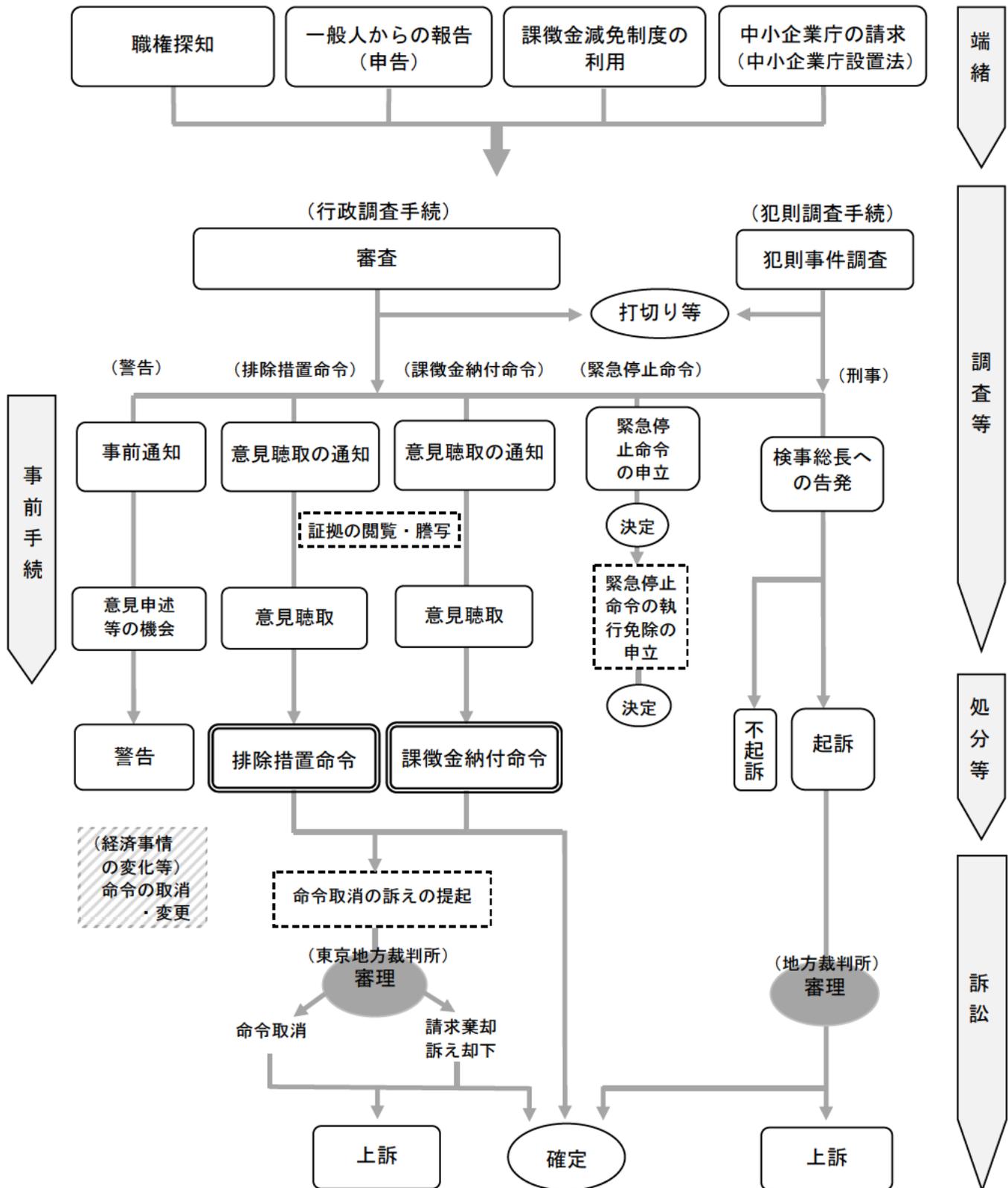
第10表 平成27年度に係属していた審決取消請求訴訟一覧

一連 番号	件名	訴訟の対象となった審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
1	(株)イーライセンスによる件	JASRACの行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し、同法第3条の規定に違反するということができない。	24.7.10	東京高裁 25.11.1	請求一部認容判決 (25.11.13 上告受理申立て〔当委員会〕)
				最高裁 27.4.28	上告棄却判決 (27.4.14 上告受理決定)
2	日新製鋼(株)による件	共同して、建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた(課徴金額 14億6062万円)。	24.7.13	東京高裁 25.12.13	請求棄却判決 (25.12.26 上告及び上告受理申立て)
				最高裁 27.7.7	上告棄却及び上告不受理決定
3	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について、共同して受注予定者を決定していた(課徴金額 471万円〔株)吉孝土建〕, 346万円〔真成開発(株)〕)。	24.12.26	東京高裁 26.1.31	請求棄却判決 (26.2.12 上告及び上告受理申立て)
				東京高裁 26.6.18	上告却下決定
				最高裁 27.4.16	上告不受理決定
4	愛知電線(株)による件	課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない(課徴金額 3億2696万円)。	25.3.6	東京高裁 25.12.20	請求棄却 (25.12.29 上告及び上告受理申立て)
				最高裁 27.4.24	上告棄却及び上告不受理決定
5	藤正建設(株)による件	岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 1042万円)。	25.6.20	東京高裁 25.12.20	請求棄却 (25.12.26 上告及び上告受理申立て)
				最高裁 27.6.9	上告棄却及び上告不受理決定
6	(株)生田組による件	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所が発注する一般土木工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた(課徴金額 1423万円)。	26.12.27	東京高裁 27.7.31	請求棄却判決 (上訴期間の経過をもって確定)

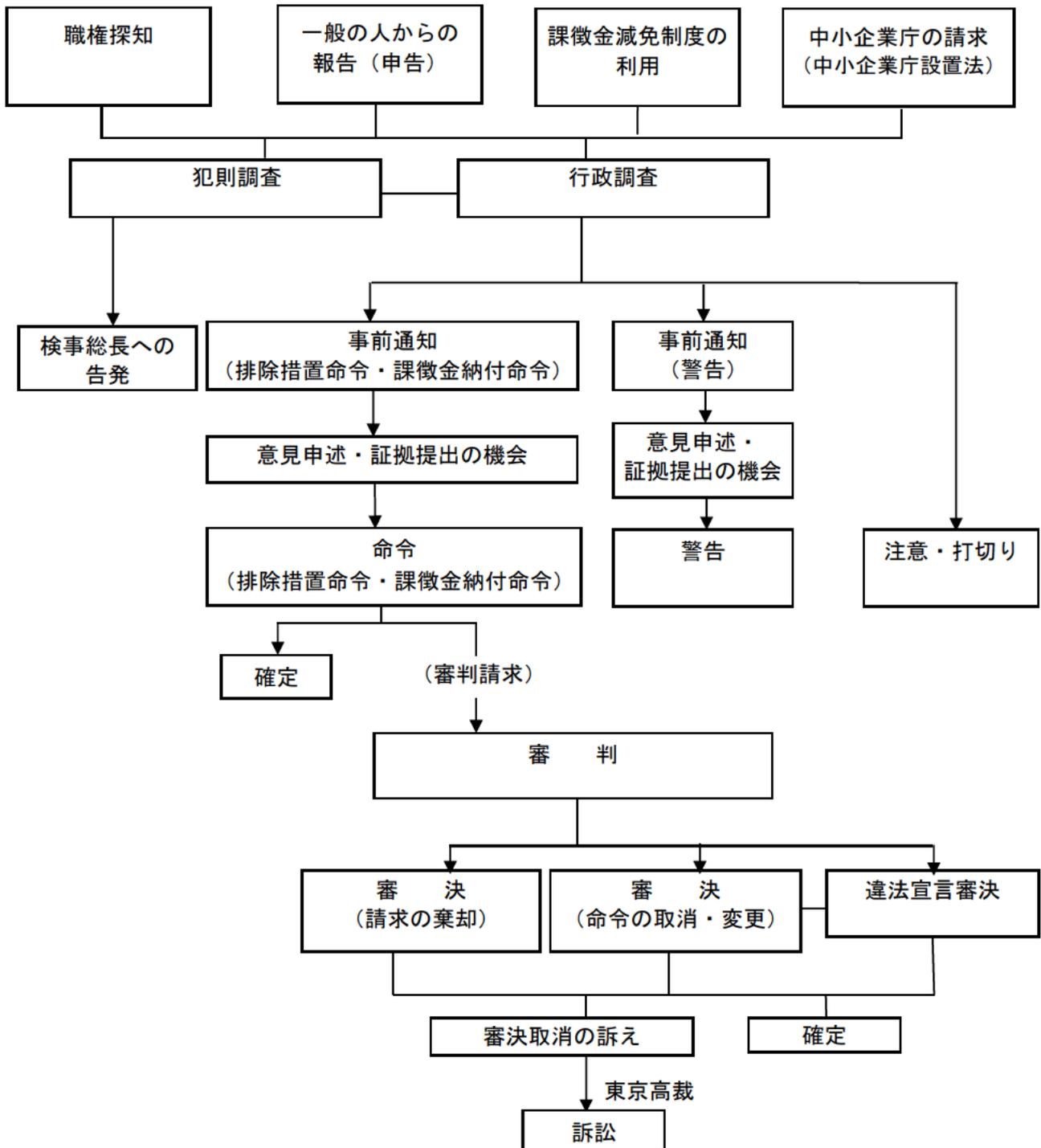
一連 番号	件名	訴訟の対象となった審決の内容	訴訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
7	都タクシー(株) ほか11名による件	小型車、中型車、大型車及び特定大型車の距離制運賃、時間制運賃、時間距離併用制運賃及び待料金を平成21年10月1日付けで改定された新潟交通圏に係る自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた(課徴金額 1億4813万円〔15社合計〕)。	27.3.30	東京高裁	係属中
8	サムスン・エスディーアイ・カンパニー・リミテッドによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができることを認めた。	27.6.19	東京高裁 28.4.22	請求棄却判決 (28.5.6 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中
9	サムスン・エスディーアイ(マレーシア)・ビーイーアールエイチエーディーによる件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた(課徴金額 13億7362万円)。	27.6.19	東京高裁 28.1.29	請求棄却判決 (28.2.10 上告及び上告受理申立て)
				最高裁	係属中
10	MT映像ディスプレイ(株)ほか3名による件	国内及び海外の事業者によるテレビ用ブラウン管(我が国ブラウン管テレビ製造販売業者の海外現地製造子会社等向けのもの)の価格カルテル事件について、我が国独占禁止法第3条後段を適用することができ、その売上額が課徴金の対象となることを認めた(課徴金額 17億9724万円〔課徴金納付命令の対象である3名の合計額〕)。	27.6.19	東京高裁 28.4.13	請求棄却判決 (28.4.26 上告受理申立て)
				最高裁	係属中

一連 番号	件 名	訴訟の対象となった審決の内容	訴 訟 提起日	裁判所 判決日等	判決内容等
11	日本エア・リ キード(株)によ る件	被審人が、他の事業者と共同して、エアセパレートガスの販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認め、被審人が違反行為により販売したエアセパレートガスの売上高について、製造業に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用することが相当であるとした（課徴金額 48 億 2216 万円）。	27. 10. 30	東京高裁	係属中
12	積水化学工業 (株)による件	被審人が、他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の販売価格を引き上げる旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた（課徴金額 79 億 6532 万円）。	28. 3. 24	東京高裁	係属中

【独占禁止法に基づく手続】



【独占禁止法に基づく手続（平成18年1月4日以後平成27年3月31日まで）（注）】



(注) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第100号)の施行(平成27年4月1日)により審判手続は廃止された。ただし、同改正法附則第2条の規定により、平成27年3月31日までに同改正法による改正前の独占禁止法の規定に基づき、排除措置命令又は課徴金納付命令に係る通知があった場合には、なお従前の例によることとされている。